

I P 通信網サービス契約約款 別冊（シェアード I P - P B X サービス） 【現改比較表】 2021年3月8日現在

～2021年3月7日

2021年3月8日～

目次

第1章～第2章 （略）

第3章 契約

第1節 削除

第2節 削除

第3節 削除

第4節 削除

第5節 削除

第6節 第6種シェアード I P - P B X サービスに係る契約

第73条2～第73条の8 （略）

第73条の9 （略）

(1) (略)

(2) (略)

(3) 料金表第1表に規定する I P V o i c e 番号通知機能の提供を受けている場合は、第6種シェアード I P - P B X 契約者（カテゴリー3のタイプ5に係る者に限ります。）が指定した I P セントレックス番号（この機能を利用する第6種シェアード I P - P B X 契約者が契約する第6種シェアード I P - P B X 契約（カテゴリー1、カテゴリー2、カテゴリー3（タイプ5を除きます。）、カテゴリー4及びカテゴリー7に係るものに限ります。）を着信先へ通知します。

目次

第1章～第2章 （略）

第3章 契約

第1節 削除

第2節 削除

第3節 削除

第4節 削除

第5節 削除

第6節 第6種シェアード I P - P B X サービスに係る契約

第73条2～第73条の8 （略）

第73条の9 （略）

(1) (略)

(2) (略)

(3) 料金表第1表に規定する I P V o i c e 番号通知機能 [\(タイプ1\)](#) の提供を受けている場合は、第6種シェアード I P - P B X 契約者（カテゴリー3のタイプ5に係る者に限ります。）が指定した I P セントレックス番号（この機能を利用する第6種シェアード I P - P B X 契約者が契約する第6種シェアード I P - P B X 契約（カテゴリー1、カテゴリー2、カテゴリー3（タイプ5を除きます。）、カテゴリー4及びカテゴリー7に係るものに限ります。）に係る I P セントレックス番号に限ります。）を着信先へ通知します。

	<p><u>(4) 料金表第1表に規定するIP Voice番号通知機能(タイプ2)の提供を受けている場合は、第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリ-3のタイプ1に係る者に限りま</u> <u>す。)が指定したIPセントレックス番号(この機能を利用する第6種シェアードIP-PB</u> <u>X契約者が契約する第6種シェアードIP-PBX契約(カテゴリ-1、カテゴリ-2、カテ</u> <u>ゴリ-3、カテゴリ-4及びカテゴリ-7に係るものに限ります。)に係るIPセントレック</u> <u>ス番号に限ります。)を着信先へ通知します。</u></p>
<p>2～3 (略)</p> <p>第73条10～第73条の12 (略)</p> <p>第4章 付加機能</p> <p>第74条 (略)</p> <p>(付加機能の提供上の条件)</p> <p>第74条の2 (略)</p>	<p>2～3 (略)</p> <p>第73条10～第73条の12 (略)</p> <p>第4章 付加機能</p> <p>第74条 (略)</p> <p>(付加機能の提供上の条件)</p> <p>第74条の2 (略)</p>
<p>第74条の2の2 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリ-3のタイプ5に限ります。)から付加機能(IP Voice番号通知機能に限ります。以下この条において同じとします。)の請求があったときは、共通編第18条(付加機能の提供)のほか、その第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリ-3のタイプ5に限ります。)が第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリ-1、カテゴリ-2、カテゴリ-3(タイプ5を除きます。)、カテゴリ-4及びカテゴリ-7に係る者に限りま</p> <p>す。)と同一の者とならないときは、付加機能を提供しません。</p>	<p>第74条の2の2 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリ-3のタイプ5に限ります。)から付加機能(IP Voice番号通知機能(タイプ1)に限ります。以下この条において同じとします。)の請求があったときは、共通編第18条(付加機能の提供)のほか、その第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリ-3のタイプ5に限ります。)が第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリ-1、カテゴリ-2、カテゴリ-3(タイプ5を除きます。)、カテゴリ-4及びカテゴリ-7に係る者に限りま</p> <p>す。)と同一の者とならないときは、付加機能を提供しません。</p>

	<p><u>第74条の2の3 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリ3のタイプ1に限ります。）から付加機能（IP Voice番号通知機能（タイプ2）に限ります。以下この条において同じとします。）の請求があったときは、共通編第18条（付加機能の提供）のほか、その第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリ3のタイプ1に限ります。）が第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリ1、カテゴリ2、カテゴリ3、カテゴリ4及びカテゴリ7に係る者に限ります。）と同一の者とならないときは、付加機能を提供しません。</u></p>
<p>第74条の3 当社は、付加機能（特定番号通知機能及びIP Voice番号通知機能に限ります。）の提供条件を満たさなくなったことを知ったときは、その付加機能を廃止します。</p>	<p>第74条の3 当社は、付加機能（特定番号通知機能、<u>IP Voice番号通知機能（タイプ1）及びIP Voice番号通知機能（タイプ2）</u>に限ります。）の提供条件を満たさなくなったことを知ったときは、その付加機能を廃止します。</p>
<p>第5章～料金（略）</p> <p>料金表</p> <p>通則（略）</p> <p>第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）</p> <p>第1 利用料金</p> <p>1～4（略）</p> <p>5 第6種シェアードIP-PBX契約に係るもの</p> <p>5-1（略）</p> <p>5-2 料金額</p> <p>5-2-1（略）</p> <p>5-2-2 付加機能利用料</p>	<p>第5章～料金（略）</p> <p>料金表</p> <p>通則（略）</p> <p>第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）</p> <p>第1 利用料金</p> <p>1～4（略）</p> <p>5 第6種シェアードIP-PBX契約に係るもの</p> <p>5-1（略）</p> <p>5-2 料金額</p> <p>5-2-1（略）</p> <p>5-2-2 付加機能利用料</p>

(月額)

区 分	単 位	料 金 額
(略)	(略)	(略)
IP Voice番号通知機能	1のIPセントレックス番号ごとに	-

(月額)

区 分	単 位	料 金 額
(略)	(略)	(略)
IP Voice番号通知機能 <u>(タイプ1)</u>	1のIPセントレックス番号ごとに	-
<u>IP Voice番号通知機能 (タイプ2)</u>	<u>1のIPセントレックス番号ごとに</u>	<u>-</u>

5-2-3~5-2-4 (略)

第2表 工事に関する費用（工事費（附带サービスの工事費を除きます。））

1 適用 (略)

2 工事費の額

2-1 削除

2-2 削除

2-3 削除

2-4 第6種シェアードIP-PBXサービスに関するもの

(略)

5-2-3~5-2-4 (略)

第2表 工事に関する費用（工事費（附带サービスの工事費を除きます。））

1 適用 (略)

2 工事費の額

2-1 削除

2-2 削除

2-3 削除

2-4 第6種シェアードIP-PBXサービスに関するもの

(略)

区 分		単 位	工事費の額	
ア 交換 機等 工事 費	(ア) 利 用の開 始に関 する工 事の場合	カテゴリ 1 (タイプ 2 を除きます。)、カテ ゴリ 2、カテゴリ 3 又はカテゴリ 4 の もの	(略)	(略)
		カテゴリ 1 (タイプ 2 に限ります。) のも の	(略)	(略)
		カテゴリ 7 のもの	(略)	(略)
		番号ポータビリティ機能に関する工事の場合	(略)	(略)
		メンバーズネット機能 (タイプ 1) 又はメン バーズネット機能 (タイプ 2) に関するもの	(略)	(略)
		メンバーズネット機能 (タイプ 1) に関する もの	(略)	(略)

		上記以外のもの	(略)	(略)
(イ) 上 記以外 に関す る工事 の場合		カテゴリ 1 (タイプ 2 を除きます。)、カテ ゴリ 2、カテゴリ 3 (タイプ 5 を除きま す。) 又はカテゴリ 4 のもの	(略)	(略)
		カテゴリ 1 (タイプ 2 に限ります。) のも の	(略)	(略)

区 分		単 位	工事費の額	
ア 交換 機等 工事 費	(ア) 利 用の開 始に関 する工 事の場合	カテゴリ 1 (タイプ 2 を除きます。)、カ テゴリ 2、カテゴリ 3 又はカテゴリ 4 のもの	(略)	(略)
		カテゴリ 1 (タイプ 2 に限ります。) のも の	(略)	(略)
		カテゴリ 7 のもの	(略)	(略)
		番号ポータビリティ機能に関する工事の場合	(略)	(略)
		メンバーズネット機能 (タイプ 1) 又はメン バーズネット機能 (タイプ 2) に関するもの	(略)	(略)
		メンバーズネット機能 (タイプ 1) に関する もの	(略)	(略)
		IP Voice 番号通知機能 (タイプ 2) に関するもの	—	—
		上記以外のもの	(略)	(略)
	(イ) 上 記以外 に関す る工事 の場合	カテゴリ 1 (タイプ 2 を除きます。)、カ テゴリ 2、カテゴリ 3 (タイプ 5 を除き ます。) 又はカテゴリ 4 のもの	(略)	(略)
	カテゴリ 1 (タイプ 2 に限ります。) のも の	(略)	(略)	

		カテゴリ 7 のもの			(略)	(略)
		番号ポータビリティ機能に 関する工事の場合	(略)		(略)	(略)
		メンバーズネット機能 (タ イプ 1) 又はメンバーズネ ット機能 (タイプ 2) に関す るもの	(略)		(略)	(略)
		メンバーズネット機能 (タ イプ 1) に関するもの	(略)		(略)	(略)

		上記以外のもの			(略)	(略)
イ 上 記 以 外 の 工 事 費	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第 3 表 (略)

料金表別表 1 (略)

料金表別表 2 第 6 種シェアード IP-PBX に係る付加機能

		カテゴリ 7 のもの			(略)	(略)
		番号ポータビリティ機能に 関する工事の場合	(略)		(略)	(略)
		メンバーズネット機能 (タ イプ 1) 又はメンバーズネ ット機能 (タイプ 2) に関す るもの	(略)		(略)	(略)
		メンバーズネット機能 (タ イプ 1) に関するもの	(略)		(略)	(略)
		IP Voice 番号通知機能 (タイプ 2) に関するもの			—	—
		上記以外のもの			(略)	(略)
イ 上 記 以 外 の 工 事 費	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第 3 表 (略)

料金表別表 1 (略)

料金表別表 2 第 6 種シェアード IP-PBX に係る付加機能

区 分	提 供 条 件	区 分	提 供 条 件
1～15 (略)	(略)	1～15 (略)	(略)
16 IP Voice番号通知機能	<p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリ3のタイプ5に係る者に限ります。)から通知元第6種シェアードIP-PBX契約について、解除の通知があったとき又はその事実を知ったときは、この機能を廃止します。</p> <p>(5) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリ3のタイプ5に係る者に限ります。)から着信先に通知するIPセントレックス番号を利用する通知元第6種シェアードIP-PBX契約について解除すると同時に新たに通知元第6種シェアードIP-PBX契約を締結した旨の届出がないときは、この機能を廃止します。</p> <p>(6) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリ3のタイプ5に係る者に限ります。)と着信先に通知するIPセントレックス番号を利用する通知元第6種シェアードIP-PBX契約に係</p>	16 IP Voice番号通知機能 <u>(タイプ1)</u>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリ3のタイプ5に係る者に限ります。)から通知元第6種シェアードIP-PBX契約 <u>(タイプ1)</u> について、解除の通知があったとき又はその事実を知ったときは、この機能を廃止します。</p> <p>(5) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリ3のタイプ5に係る者に限ります。)から着信先に通知するIPセントレックス番号を利用する通知元第6種シェアードIP-PBX契約 <u>(タイプ1)</u> について解除すると同時に新たに通知元第6種シェアードIP-PBX契約 <u>(タイプ1)</u> を締結した旨の届出がないときは、この機能を廃止します。</p> <p>(6) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリ3のタイプ5に係る者に限ります。)と着信先に通知するIPセントレックス番号を利用する通知元第6種シェアードIP-PBX契約 <u>(タイプ1)</u></p>

<p>イブ5を除きます。) 、カテゴリー4及びカテゴリー7に係るものに限ります。以下、本欄において「通知元第6種シェアードIP-PBX契約」といいます。) に係るIPセントレックス番号に限ります。) を着信先に通知する機能</p>	<p>る契約者が同一の者とならないことを知ったときは、この機能を廃止します。</p> <p>(7) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリー3のタイプ5に係る者に限ります。) に係る1のIPセントレックス番号につき、通知元第6種シェアードIP-PBX契約に係る1のIPセントレックス番号を通知します。</p> <p>(8) (略)</p>	<p>イブ5を除きます。) 、カテゴリー4及びカテゴリー7に係るものに限ります。以下、本欄において「通知元第6種シェアードIP-PBX契約(タイプ1)」といます。) に係るIPセントレックス番号に限ります。) を着信先に通知する機能</p>	<p>に係る契約者が同一の者とならないことを知ったときは、この機能を廃止します。</p> <p>(7) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリー3のタイプ5に係る者に限ります。) に係る1のIPセントレックス番号につき、通知元第6種シェアードIP-PBX契約(タイプ1)に係る1のIPセントレックス番号を通知します。</p> <p>(8) (略)</p>
		<p><u>17 IP Voice番号通知機能(タイプ2)</u></p> <p><u>この機能を利用する第6種シェアードIP-PBX契約(カテゴリー3のタイプ1に係るものに限ります。) に係るIPセントレックス番号から行う通話について、そのIPセントレックス番号に替えて指定のIPセントレックス番号(この機能を利用する第6</u></p>	<p><u>(1) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリー3のタイプ1に係る者に限ります。) に、この機能を提供します。</u></p> <p><u>(2) この機能の申込みにあたっては、着信先に通知するIPセントレックス番号をあらかじめ指定していただきます。</u></p> <p><u>(3) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリー3のタイプ1に係る者に限ります。) から着信先に通知するIPセントレックス番号について、廃止の届け出があったとき又はその事実を知ったときは、この機能を廃止します。</u></p> <p><u>(4) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者(カ</u></p>

	<p><u>種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリ3のタイプ1に係る者に限ります。）が契約する第6種シェアードIP-PBX契約（カテゴリ1、カテゴリ2、カテゴリ3、カテゴリ4及びカテゴリ7に係るものに限ります。以下、本欄において「通知元第6種シェアードIP-PBX契約（タイプ2）」といいます。）に係るIPセントレックス番号に限り、</u>を着信先に通知する機能</p>	<p><u>カテゴリ3のタイプ1に係る者に限ります。）から通知元第6種シェアードIP-PBX契約（タイプ2）について、解除の通知があったとき又はその事実を知ったときは、この機能を廃止します。</u></p> <p><u>(5) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリ3のタイプ1に係る者に限ります。）と着信先に通知するIPセントレックス番号を利用する通知元第6種シェアードIP-PBX契約（タイプ2）に係る契約者が同一の者とならないことを知ったときは、この機能を廃止します。</u></p> <p><u>(6) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリ3のタイプ1に係る者に限ります。）に係る1のIPセントレックス番号につき、通知元第6種シェアードIP-PBX契約（タイプ2）に係る1のIPセントレックス番号を通知します。</u></p> <p><u>(7) 当社は、当社の電気通信設備の保守又は工事やむを得ないときは、現に登録中の電話番号等を消去することがあります。</u></p>
<p>IP通信網サービス契約約款 共通編</p>		

附 則（令和3年3月3日 A P S 1 サ第00751256号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和3年3月8日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次表の左欄の付加機能は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の付加機能とみなして取り扱います。

<u>I P V o i c e 番号通知機能</u>

<u>I P V o i c e 番号通知機能（タイプ1）</u>

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他債務については、なお従前の通りとします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとします。